第３回農林水産部所管施設指定管理者選定委員会議事録

１　開会

（事務局）

　　ただ今から、第３回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を開催します。

　本日の委員会では、今年度、指定管理者を公募したものの、応募がなかった３施設について、再公募に向け、改めて募集要項を審査していただきます。

以降の議事進行につきましては、本委員会設置要綱第５第３項の規定により、山本委員長にお願いいたします。

（委員長）

　　事務局、本日、傍聴希望者はいますか。

（事務局）

　　傍聴希望者はおりません。

（委員長）

　　傍聴希望はないとのことなので、議事に入ります。

２　議事

（委員長）

「２　指定管理者募集要項」の「（1）岩手県滝沢森林公園」、「（2）岩手県千貫石森林公園」の指定管理者募集要項案について、事務局から20分程度で説明してください。

（事務局）

　（資料№1-1～№1-5により説明）

（委員長）

　ありがとうございました。委員の皆様から御質問はございますか。

（委員）

　上限額を変更して金額が大きくなるのは良いこと。滝沢のガイドブック、リーフレットは、これは今あるものをちょっと改造するくらいのものなんでしょうか。

受けた側の負担にならないのかと。それから、これはどちらにも言えるのですけど、千貫石の方で刈込み回数の増は受けた側の負担にならないでしょうか。

（事務局）

　ガイドブックは今あるものを更新するような形で考えております。

また、刈込みは１回だと管理的にも大変だということで、今実際にやられている指定管理者さんからのお話も考えまして２回にしておりますが、負担が大きくなるというものではございません。

（委員）

　今回、金額的に増加したと。業務は変わらないけれども純増ということは難しいというお話がありました。その理屈は分からないんですけども、業務は増えている。

　実際、物価が上がっている中で、少し上がった金額がインセンティブになるんだろうかっっていう。勝算はあるのかなと。今の指定管理者は業務に慣れていてこのサービスを提供しているんだと思いますが、新規の場合、この金額で可能なのかどうかというところはすごく心配。

（事務局）

　燃料高騰などについては別途協議できることとして今回、要綱に明記いたしました。また、千貫石については管理エリアを縮小し、負担にならないようにしております。

（委員）

　資料1-3の業務仕様書のページ、よろしいでしょうか。（3）は、アだけ回数の変更だったでしょうか。

（事務局）

　ア、イにつきまして、２回から３回に変更しております。

（委員長）

　管理者が変わった場合、リーフレットの著作権は大丈夫でしょうか。県に帰属することになっているのかもしれませんが、新規になった場合は引継ぎの際に揉めないように、次回以降は県に権利があると明記した方がいいんじゃないかなと。

　勝手に使えなかったりすることもあるので、本人に聞くと使ってもいいですよということがほとんどですけども、その方が亡くなっていたりすると、ご家族に聞いたりしなければならなくなったり。

　インセンティブということで、金額の増は良いことだと思います。毎回、応募者が減ってきておりますし、県のパートの方を雇うような予算では合わないという管理者も多いのではないかなと。

また、専門性を加味した仕様書や予算の検討を行った方が良いと思います。

（委員）

　リーフレット作成も、専門家でないと分からないいろんな情報がしっかり入っているわけです。こういったところを加味して、それに対する価値をちゃんと評価していただきたいと思います。あと、これについては今まで仕様書に記載されていたんでしょうか。

（事務局）

　前回の８月の公募では削っていましたが、いろいろ精査する中で、やはり必要ということで今回復活させたものです。

（委員）

　今やっている管理者にやってほしいということでしょうか。

（事務局）

　今回、公募にかけるということで幅広に受けたいと思っております。

（委員）

　新規ですと、やっぱりガイドブックとリーフレットの作成というのがポンと載っているというのは、業務を受ける方からすると今までやってこなかった人はドキッとするんじゃないかなという気がするんですよ。

（委員長）

　これは応募説明会とかあろうかと思うんですが、例えば応募の際にその説明をしてくれればいいんじゃないかと思います。

書き方としてはこれ以上書けないかなとも思いますし、言葉で説明していただいて、作業としてはそういうことで対応をお願いできればと思います。

（委員長）

それでは次に移ります。

「（3）岩手県立緑化センター」の指定管理者募集要項案について、事務局から10分程度で説明してください。

（事務局）

（資料№2-1～№2-5により説明）

（委員長）

　ありがとうございました。委員の皆様から御質問はございますか。

（委員）

　緑化講習会というのと今回新たに追加した作業安全講習会、内容の違いというのは。

（事務局）

　今回追加させていただいた作業安全講習会、これの違いということですが、現行の指定管理の中でも緑化講習会は実施しています。

これにつきましては、基本的には庭木の剪定であるとか、例えば病害虫からの管理であるとか、そういった内容をもって緑化講習会として行っているものでございます。

ただ、現行の指定管理者においても、庭木の剪定等については、剪定ハサミであるとか、のこぎりとか、機械の使用を私共は想定していなかったのですけども、市販の量販店の狩り払機などを使用するという状況を踏まえまして、そういった点、機械類の作業講習ということを、今回追記させていただいたことでございます。

（委員）

　樹木医等が常駐となっているが、人件費300万弱でどうなんでしょう。そもそも論的な問題として、安いんじゃないかと思うんですけれども。これは意見として。

（委員）

　先ほどの森林公園の募集要項の方には特記事項というのがあって、引継ぎの部分の記述があったんですけども、これは置かれている状況は緑化センターも同じかと思うのですが、こういう記述はしなくていいのかというのが一点と、議会への対応というのも、記述がないようですが。

（事務局）

森林公園の方に記載してある事項につきまして、緑化センターの方に記載がないというのはその通りでございます。

担当課の方でも内部で検討したところでは、指定管理のスケジュールでいきますと第１回目の公募で応募がなかったということで、今回再公募に向けて審査いただきながら進めていくわけですけれども、我々としてもやはり令和５年の４月１日からですね、何とか緑化センターを開設したいというように考えてございます。

　もちろん現指定管理者じゃない方から、ご応募いただいて受けるということになる場合は当然想定されるわけですけれども、その際にはなるべく、ある程度お話が出てきた段階で、今の指定管理者の方からは、ちょっと自分たちは今回は応募が難しいかなというご意見もいただいてはおりますが、とはいえ、次の指定管理者が決まれば、良好な引き継ぎをさせていただきたいというご意見をいただいてございましたので、そういった部分を踏まえて特に記載させていただかなかったということになります。

ただ、改めてスケジュール等はですね、もう１回見ていかないといけないと思いますし、引き続き期間についてはですね、やはり短ければそれなりの施設管理になってしまいますので、そういった部分では事項としての内容をもうちょっと改めて、森林公園の内容も参考に記載させていただきたいと考えております。

少なくとも次受ける方が負担にならないようにしていきたいと思ってございます。

加えまして、議会のスケジュールということも、今お話いただきましたけれども、前回、そういった募集要項等の前提として今回の必要な部分のみ修正させていただいてございました。

あまり募集では議会のスケジュール感というのは、我々としては明記できないのかなと思っておりましたけども、今整理をさせていただいている状況でございますので、こちらについても森林公園に記載されている内容を見ながら、必要な部分は追加の検討をして参りたいと思います。

（委員）

　ご説明いただいたように、少しでもご応募いただけるような記載にしていただければと思います。

（事務局）

今回の再公募を想定している３施設は、今まったく同じ状況で今後の手続きもまた同じような段取りで進めていくことを想定しておりますので、またその特記事項について、必ずそうするというわけではなく可能性について言及したものであるということでもありますので、そこのところは並べてみて違和感がないような形で調整をさせていただければと思います。

また事務局の方で調整させていただいて、委員の皆様にご報告するという形を取らせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

（委員長）

　委員会としては、まったく出てこなかった情報が今後出てくるのは、審議上まずいと思うんですが、ご説明いただいた中で、すり合わせしてみたらここももう少しということはまったく問題ないと思いますので、当初の記載はこうですけれども、ここに今日提示されている情報の中で、すり合わせが必要というところはやっていただいて、それについてはあまり細かい報告はいいので、やりましたというふうにしていただければよろしいと思います。

（委員）

　いろいろお話なさっているということなので、基本的には、お金の問題なんですか、それともその技術者というか、そういう人たちがうまく集められないとか、高齢化してうまくいかないとか、地理的な問題とか、どうなんでしょう。

（事務局）

　緑化センターに限ってお答えさせていただきますと、前回応募がなかったこととなりまして、現指定管理者であるとか、その関係者であるとか、あとは緑化センターが樹木を扱う施設でございますので、事業関係者とか、いろんな方にお声掛けということでどうですかと説明させていただいた中で、いろいろ話として聞いているのは、今の管理者も、もともと団体あるとか企業であるとか、そういったところの作業員、従業員がやはり高齢化していって人数が少なくなっていると。今の緑化センターは平成18年から緑の相談室さんがずっと受けていただいたんですけども、緑の相談室自体は造園業の方々の団体なんですけども、その方々に聞いてもやはりそのマンパワーがない、そこがまず問題としてはあるよということは、ご回答いただいたところです。

あとはもうちょっと具体的な動向見ますと、現行の緑の相談室さん自体がですね、内丸緑地であるとか、陸前高田の復興記念公園とか様々な指定管理も受けている中で、先ほどのマンパワーの問題があって、これがちょっと厳しくなってきていて、今までやってきたセンターではあるんだけれども、継続して受けられないようなところがあったと。

これについては、緑の相談室以外のですね、団体についても、今、本業でやられているもの以外に、追加でくると、要は指定管理するというのが、なかなかやっぱりそういった、的確な人員の確保という観点もあろうかと思いますけど、そういう部分が特に厳しいなというお話をいただいてございますので、もちろんその適正な管理料というか、こちらもちょっと上げれば、可能性はあるのかなという話もございますが、我々も聞いた中で、やはり、マンパワーの問題なのかなということで聞いていたところでございます。

（委員長）

それではよろしいでしょうか。ただいま、緑化センターのお話があったところですが、これ以外でなにか改めてご意見やご質問などはありませんでしょうか。

　それでは、施設の募集要項、議会とかの関係につきましては、最後に出た内容については、今回はもう委員会で出たところでございますので、今後チェックしていて、必要だろうというところは事務局と委員会ですり合わせできればいいかなと思います。

そして個人的な経験なんですけども、大学の研修でとある講師の派遣を依頼しましたら、けんもほろろといいますか、国とか公共機関の講師料、人件費だと話にならんという話をいただきまして、そういう講習会を開いていただくという事業を、受け持ってもらう形にして、それは料金いくらですって話だったらいくらだと。言われてみればそうだよねっていう話で、昔から知っている人だったので、これでも安くしてると言われて。

民間で例えば会計士さんとか弁護士さんとか、彼らの相場観で人件費は設定されていて、そういう人を1日その金額で拘束するのはどうかという、もう相場観が変わってきちゃってるんだなと思うわけで、もちろん、そこまですごい金額ということではないんですが、いわゆるパートの形で1時間当たりいくらという積算では難しいかなと。

もちろん県の規程があろうかと思うのですが、見積のやり方として、講習会に専門家の方を呼んで、一つ仕事したらいくらだから、人件費というか、算定基準として、こういう方がこれだけのことをするという形で考えた方が金額的には出しやすいのではないかなと。

　いずれにしても、今回のように応募がないという状況になってしまうと、ここでなかったら県が法律上は直接やることになると思うので、公共施設を県の方が直接やるとなると人件費はこんなものじゃ済まないと思いますし、次回以降は見直しが必要だなということは言わないといけないのかなという気がします。

　現実が示していますので、ここ以外にも、指定管理は違う部署でもあると思いますが、こちらも同じような状況になってるんだろうと思いますので、次回も漫然と同じことをすれば今度は全滅すると思うので。

　皆様方も分かっているかとは思うのですが、やはりこの委員会で強く言われたということをもって、財政当局とも闘っていただくというか、調整して、予算の積算方法を変えなければいけないという辺りが必要となるかと思います。

（事務局）

　事務局の方からまとめたお話として、今、委員長がおっしゃっていただいた話は、県の単価いわば技能を持った方々の単価のところで、技能を求めつつその方々にさらに上乗せした専門的なところのバランスを少し、整理をすべきじゃないかという話かなというふうに受けとめました。

確かに雇われている技能員に、その技能のところでノウハウを発揮していただくと、それから先ほど講習の例を出されたように、専門的なスキルのところを雇われている方が発揮できればそれはまた別として、他からそこを調達してくるっていうところを、少しバランスのところは調整の余地があるのかなというふうなところでありますので、そういったところも指定管理施設を運営して、どういったバランスがいいのかといった辺りを、いろいろ研究しながら、次に繋げていくような形としていきたいと考えます。

県としてはそういった方向性があるのかなと思っておりまして、事務局としてはそういう形で受け止めさせていただきたいと思います。

（委員長）

　いずれ管理者にご納得いただける形になってないと、という話になりますので、やはり人件費の件については、理の立つ形にしていただければというふうに思います。

今回、何とか決まってくれれば、今後５年間という中で仕事の仕分け方と整理ができようかと思いますので。

そして最後にですね、今ここに出されている内容で応募に出すということではないということは先ほど説明しましたので、今日出されている３施設分、概ねふたつの書類が出されているところですが、条項を相互に合わせていただいて、組み合わせていただいて、原案を作成するということで、ここで出ていなかったことは言えないということは当然ということではありますけども、そういうことでですね、委員会として認められたかと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

それでは今言ったような形で、進めていただければと思います。以上で協議事項は終了となります。

３　その他

（委員長）

　それでは、「３　その他」について、次回以降の選定委員会のスケジュール等を事務局から説明をお願いします。

（事務局）

　それでは、お手元の資料４を御覧ください。

　第４回の選定委員会は、１月の開催を予定しております。

　具体的な日程は、事務局において調整のうえ、委員の皆様にお知らせいたします。

　また、次回の選定委員会では、申請団体の審査を行うこととなりますので、前回同様に非公開としたいと考えております。

　以降のスケジュールについては、資料記載のとおりです。

（委員長）

　ただ今の事務局からの説明に御質問はございませんか。

　では、次回委員会については、説明のとおり行ってください。

　以上で、本日の議事を終了します。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

　進行を事務局にお返しします。

（事務局）

　　ご審議、大変ありがとうございました。

　これをもちまして、第３回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を終了します。どうもありがとうございました。